

石川県における有機農産物・認証の手順

1 申請から認証までの手順

(1) 申請の準備

【生産行程管理者の場合】

- ①生産ほ場を確保する。
 - ・有機JAS規格に適合しているか。
 - ・過去の栽培記録は保存されているか。

- ②保管等の施設を確保する。
 - ・有機JAS規格に適合しているか。

- ③生産行程管理担当者、格付担当者を決める。
 - ・資格要件を満たす各担当者を選出する。

- ④生産行程管理規程を作成する。
 - ・生産行程管理規程、栽培基準、格付規程を作成する。

【小分け業者の場合】

- ①小分けを行う事業所を確保する。
 - ・有機JAS規格に適合しているか。
- ②小分けや表示を行う施設・機械を確保する。
 - ・有機JAS規格に適合しているか。
- ③小分け担当者、格付表示担当者を決める。
 - ・資格要件を満たす各担当者を選出する。
- ④小分け規程を作成する。
 - ・小分け規程、手順書、格付表示規程を作成する。

(参考) 各担当者の資格要件等

区 分	部 門	資格要件等	
		資格要件	研修会に係る要件
生産行程管理者	生産行程管理	学歴及び経験	責任者のみ修了
	格付	学歴及び経験	担当者全員が修了
小分け業者	小分け	学歴及び経験	責任者のみ修了
	格付表示	なし	担当者全員が修了

(2) 認証申請書の提出

- ① 県農業政策課に認証申請書及び指定された添付書類を提出する。
- ② 認証申請書提出時に認証申請手数料を納付する。

添付資料

1 生産行程管理者の場合

- ・生産行程管理規程（栽培基準、栽培計画、格付規程 他）
- ・認証合意書（別紙様式3-3）
- ・ほ場周辺図、認証対象ほ場の地図、過去の栽培記録
- ・水系図及び用排水図（水田の場合）
- ・航空防除実施団体の承諾書（農薬空中散布実施地域の場合）
- ・生産、保管等施設の図面 他

2 小分け業者の場合

- ・小分け規程（格付表示規程 他）
- ・認証合意書（別紙様式3-3）
- ・店舗等一覧表
- ・施設等の図面 他

(3) 書類審査

- ① 認証申請書に記載されている内容が「有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準」に定める事項に適合しているかどうかについて書類により確認される。
- ② 認証の技術的基準に適合していない場合、その内容が軽微で改善が可能な時は改善措置が求められ、困難な時は不合格となる。

(4) 実地検査

県から派遣された検査員が、実地検査(監査)マニュアルに基づき申請内容が実態に即しているか確認する。(面談によりほ場及び記録等を確認)

(5) 判定及び認証書の交付

- ① 県は、書類審査及び実地検査の結果をもとに、申請内容が「有機農産物及び…の認証の技術的基準」を満たしているか判定委員会を開催し、判定委員会が判定する。
- ② 判定の結果、満たしているとして、認証した場合は申請者に認証書を交付する。

※場合によっては、県から改善を指摘されることがあります。改善事項がある場合は、全て改善されなければ認証を取得することはできません。

(6) その他

認証申請者等は、県が行う有機農産物の認証業務に関し不服がある場合は、県知事に対して苦情の申し出をすることができます。苦情の申し出は、申し出人の氏名及び住所並びに申し出の内容及び理由を記載した書面（正副2通）を知事に提出してください。